



Forest Stewardship Council®



# FSC日本国内森林管理規格(NFSS) 第1.1版説明会

2020年11月2日 オンラインセミナー

FSCジャパン 指針・規格コーディネーター  
三柴ちさと



## 目的及び変更内容

- IGI v.2-0の反映（当初は2020年6月期限）
- 非木材林産物(NTFP)の追加
- HCVの枠組み
- その他NFSS v.1-0発効後出てきた意見の反映

## 注意点

- 第1-1版（第2版ではない）
- 2020年12月1日発効
- 1年間の移行期間
- 規格自体の有効期限は2024年2月15日（第1-0版から変更なし）
- ハードコピーの配布の予定なし

日付	日本国内規格 v1-0	日本国内規格 v1-1
2018/07/01		国際標準指標(IGI)第2版公開 (2020年6月30日までに国内規格に反映)
2018/11/15	日本国内規格第1-0版 公開	
2019/01		議論開始
2019/02/15	日本国内規格第1-0版 発効	
2019/08/05 – 2019/10/04		パブリックコンサルテーション
2020/01/14		本部に草案提出
2020/02/14	移行期間終了	
2020/03/14		条件付き承認
2020/07/16		承認
2020/09/01		公開
2020/12/01		発効
2021/11/30		移行期間終了

## ILO中核的労働基準に関する要求事項の追加

基準2.1: 組織は、国際労働機関（ILO）中核的労働基準を構成する8つの条約に基づき、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言（1998年）」に定められる労働の原則と権利を尊重しなければならない。

- 2.1.1 児童労働の禁止
- 2.1.2 強制労働の禁止
- 2.1.3 雇用及び職業における差別の禁止
- 2.1.4 団体交渉権

## 2.3.6

国内林業の平均水準と比較して労働災害の頻度と重篤性は低い。

注：これは、必ずしも単年度で考える必要はない。また、国内林業の平均水準との比較には、厚生労働省の労働災害統計の度数率または、強度率、千人率等を用いることができる。

2.4.1 支払われる賃金は、都道府県の定める最低賃金決のもの以上である：

- 都道府県の定める最低賃金
  - 該当する地方公共団体の公契約条例
- 法的\*な最低賃金を超える生活賃金\*

注：作業に必要な経費を労働者が負担する場合は、賃金からその必要経費を差し引いた実質賃金が考慮される。

2.4.2 組織は、労働形態に応じ、労働者の生活賃金を保証している。

注：該当する場合は、地方公共団体の公契約条例等を参考に  
する。また、同じ地域内の類似業種における賃金水準を目安  
とすることができる。

## 自由意思による、事前の、 十分な情報に基づく同意(FPIC)

### 3.2.5

組織\*は、影響を受ける先住民族\*との間でFPIC\*合意に至っていない場合でも、誠意ある\*、先住民族が満足できる相互に合意したプロセスを進めている。

### 4.2.5

組織\*は、影響を受ける地域社会\*との間でFPIC\*合意に至っていない場合でも、誠意ある\*、地域社会\*が満足できる相互に合意したプロセスを進めている。

## 先住民族の文化的景観

- 3.1.2
- 7.6.1
- 附則B (管理計画の要素)
- 附則C (モニタリング要求事項)



## 原生林景観

森林及び非森林生態系を含む現在の世界の森林被覆域内の地域で、人間の経済活動による影響を最小限しか受けておらず、少なくとも500 km<sup>2</sup> (50,000 ha)の面積かつ10 kmの幅(領域の境界に完全に内接する円の直径として計測)を持つもの。



複数の研究機関やNGOが共同で特定した世界の原生林景観の地図が公開されている。(2000年、2013年、2016年)

## 原生林景観2016



<http://www.globalforestwatch.org/>

# 原生林景観

3.1.2, 7.6.1,

9.1.2 : 評価には、2017年1月1日以降の原生林景観の特定が含まれている。

9.2.4 : 管理方策は、核心地域を保護するよう策定されている。

9.2.5 : 各原生林景観の大部分(80%以上) が核心地域として指定されている。

9.2.7 : 管理方策は、分断化を含む、産業活動のすべての影響が以下をすべて満たす場合にのみ、核心地域内での限られた産業活動を認めている

- 1) 核心地域のごく限られた部分に限定される
- 2) 核心地域の面積が5万ヘクタール未満とならない。
- 3) 明確かく大きく、追加的で長期的な保全及び社会的な公益をもたらす。

9.3.3 : 核心地域は、基準9.2に沿って保護されている。

9.3.4 : 核心地域内での限られた生産活動は、指標9.2.7に沿っている。

附則B (管理計画の要素)

5.1.3: 生態系サービスの効果を謳う場合はFSC-PRO-30-006に従う。

8.5.1: FSC認証製品として販売・譲渡するすべての林産物について、収穫されたFSC認証林から所有権が移るまでのトレーサビリティが確保されている。その一環として：

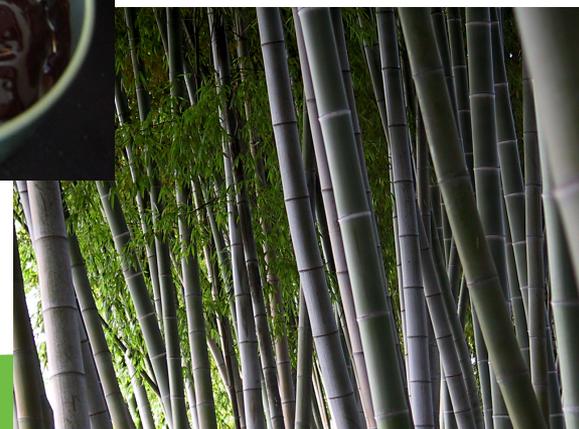
- 1) 認証機関からの要求に応じて、FSC取引\*データを提供することにより、取引情報の照合\*を支持している。
- 2) 認証機関からの要求に応じて、検証のために原材料のサンプルや標本、及び種の構成に関する情報を提出することによりファイバーテスト\*を支持している。

## 10.7.1

化学農薬の使用の回避、あるいは将来的な不使用を目指し、森林資源管理には、育林方法の決定を含む、総合的な病虫害対策が実施されており、**リスクと比較して**、化学農薬の使用頻度、使用範囲、使用量の全体的な削減、あるいは不使用に至っている。

## 附則E：非木材林産物（NTFP）のための追加指標

- 認証範囲に含まれ、認証製品として販売・譲渡されるNTFPに適用
- 樹皮、樹液、花、葉、実、苗、竹、草本（山菜や薬草を含む）、きのこ（菌床栽培を除く）を含み、移動範囲が認証対象管理区画内に限られているもの。
- 通常の木材生産に伴い生じる枝葉、樹皮等の副産物については対象外
- 林野庁の定義する「特用林産物」と必ずしも同じではない。



## 附則E：非木材林産物（NTFP）のための追加指標

NTFP3 (C1.5) 放射能物質濃度が基準値(100 Bq/kg)を上回る食用の林産物は、採取・販売してはならない。

NTFP18(C8.5)放射能汚染の危険性が高いと疑われる地域に由来するNTFPの販売・譲渡は避けられている。特に山菜・きのこについては、放射能に関連する種の特性や、放射能汚染物質が地形により局地的に集中するリスクも考慮し、採取が避けられている。

NTFP4 (C2.3) NTFPの管理および収穫に関する作業について安全衛生上のリスクが特定・評価されており、それに応じた安全衛生の慣行が行われている。

（例：野生生物との遭遇事故、遭難、転落、雪崩の遭遇等）

NTFP6 (C2.5) NTFPの管理作業後の現場の安全性も確保されるように努めている。

## 附則E：非木材林産物（NTFP）のための追加指標

NTFP9（C4.2）山菜・きのこ等のNTFPの収穫方法、時期、場所や収穫量等についての取り決めは、地域社会の慣習に合った方法での協議により定められており、文書及び/または地図上に記され、組織によって守られている。

NTFP10（C5.2）利用可能な最も有効な情報\*に基づき、NTFP\*の持続可能な収穫量が計算されており、守られている。信頼度の高い成長量のデータがない場合は、既知の情報と予防原則に基づき、持続可能だと考えられる資源利用方法を用いている。

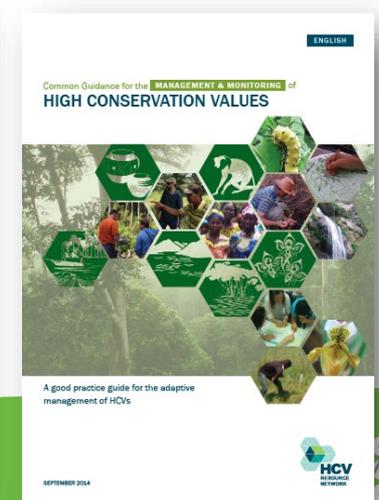
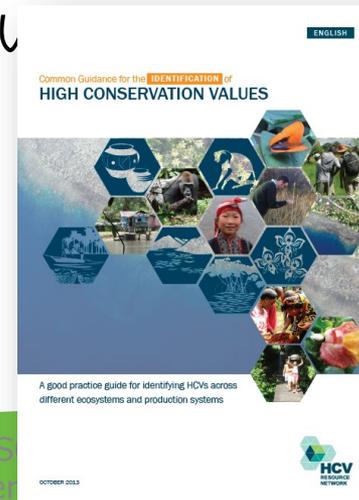
注：これには、例えば対象となる種の生活史を考慮した採取方法、社会的な採取ルールの設定、経験に裏付けされた方法が含まれる。

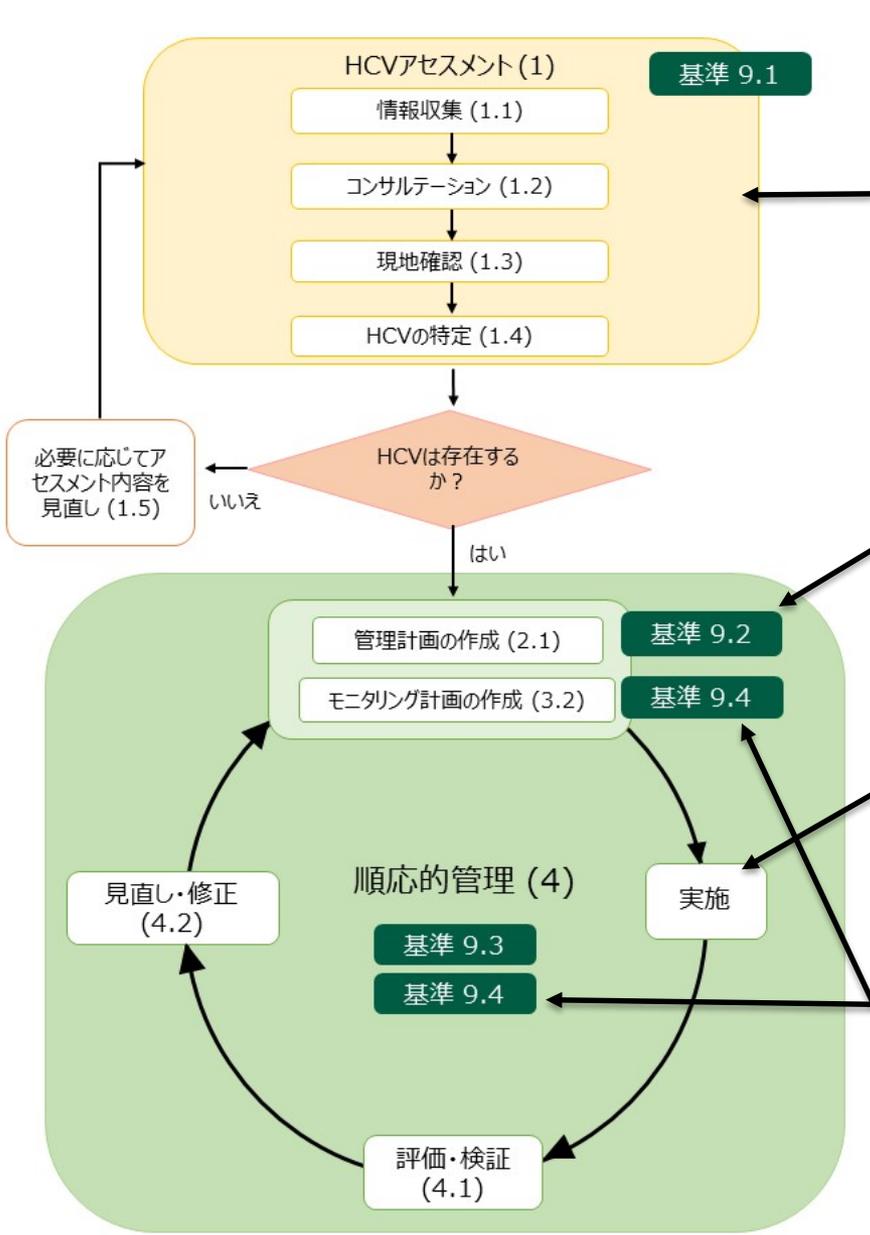
# HCVの枠組みの位置付け

- 国内規格に必須の要素（附則のようなもの）
  - 規格の要求事項への適合方法やHCVの解釈を具体的に示し、規格を補完
  - FSC本部のテンプレートはシンプルなHCVと考えられる場所や有効で利用可能な情報のリストとなっている
- 規準文書（ガイドラインではない） → 活用が求められる

## 日本におけるHCVの枠組みの策定

- これまではHCVの解釈や認識がまちまちで共通理解の土台となるものがなかった
- HCVリソースネットワークによる手引書を参照
- 日本の林業の現状に合わせ、内容を大幅に変更
  - 元文書は、森林破壊のリスクが大きい地域における大規模林業が想定されている
  - 世界的にはHCVアセスメントを行うための専門家用に教育訓練や資格、報告書の書き方や体裁が標準化されている
- 小規模の林業者にも対応
- 日本特有の内容も追加





**9.1.1**  
日本国内HCV枠組み文書に沿って、基準\*9.1で定義されているHCV1~HCV6の高い保護価値(HCV)\*の場所と状態、またその価値が依存する高い保護価値(HCV)\*の維持地域\*とその状態を記録した利用可能な最も有効な情報\*を用い、評価が完了している。

**9.2.** 組織\*は、利害関係者\*や専門家との協議\*により特定された高い保護価値(HCV)\*の維持及び/または向上させる効果的な方策を策定しなければならない。

**9.3.** 組織\*は、特定された高い保護価値(HCV)\*を維持及び/または向上させるための方策と活動計画を実施しなければならない。

**9.4.** 組織\*は、高い保護価値(HCV)\*が効果的に保護\*されるよう、その状態の変化を評価するための定期的なモニタリングを行い、管理方策に反映していかなければならない。

# 活用方法

- フローチャートの手順に従い、HCVの特定を行う
  - 最も有効な利用可能な情報の例として記載されている情報の活用
  - コンサルテーション対象者の例やコンサルテーション方法を参考にコンサルテーションを実施
  - 現地確認
  - HCVは必ず存在するものではないが、「ない」という結果にも裏付けが必要。
- HCVが特定された場合、現実的な管理計画 & モニタリング計画の作成、実行
  - 付録を参考に脅威の特定
  - 管理 & モニタリング方法の例を参考（その他の方法も可）
  - 実践的なアドバイスを参考
- 科学的な方法や手間をかけた方法が良いわけではない。HCVの性質やリスクに見合ったものであることが重要。

## HCVの特定

表 2: 既存の枠組みでの保護指定と関連するHCVカテゴリー、及びHCV特定における重要性。A: HCVの可能性が高いもの、B:HCVの可能性はあるが更なる裏付けが必要なもの、C:指定基準がHCV基準と合致せず、HCVの可能性が推定できないもの

表 2: 既存の枠組みでの保護指定と関連する HCV カテゴリー、及び HCV 特定における重要性  
ただし、これは全ての指定を網羅するものではない。

指定	根拠法令、制度など	HCV カテゴリー <sup>4</sup>	HCV の可能性 <sup>5</sup>	備考・参考サイト	
世界遺産	世界自然遺産	世界遺産条約	1~3	A	保護のための規制などは条約ではなく、国内法による <a href="http://www.unesco.or.jp/isan/">http://www.unesco.or.jp/isan/</a>
	世界文化遺産		6 (1~3)		
世界農業遺産	該当なし	5, 6		B	<a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs_1.html">http://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs_1.html</a>
ラムサール条約登録湿地	ラムサール条約	1 または 3		A	保護のための規制などは条約ではなく、国内法による <a href="http://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/index.html">http://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/index.html</a>
ユネスコエコパーク	該当なし	1~3		A	<a href="http://www.mext.go.jp/unesco/005/1341691.htm">http://www.mext.go.jp/unesco/005/1341691.htm</a>
		1~3		B	
		1~3		C	
ユネスコ世界ジオパーク	該当なし	1~6		C	<a href="http://globalgeoparksnetwork.org/">http://globalgeoparksnetwork.org/</a>
日本ジオパーク	該当なし	1~6		C	<a href="http://www.geopark.jp/geopark/">http://www.geopark.jp/geopark/</a>
国立公園・国定公園	自然公園法	1~3		A	国立公園
		1~3		B	<a href="https://www.env.go.jp/park/parks/index.html">https://www.env.go.jp/park/parks/index.html</a>
		1~3		B	国定公園 <a href="https://www.bes.or.jp/invitation/list_qp.html">https://www.bes.or.jp/invitation/list_qp.html</a>

**HCVの絞り込みのための情報の1つであり、これ単独でHCVの存在を断定するものではない。**

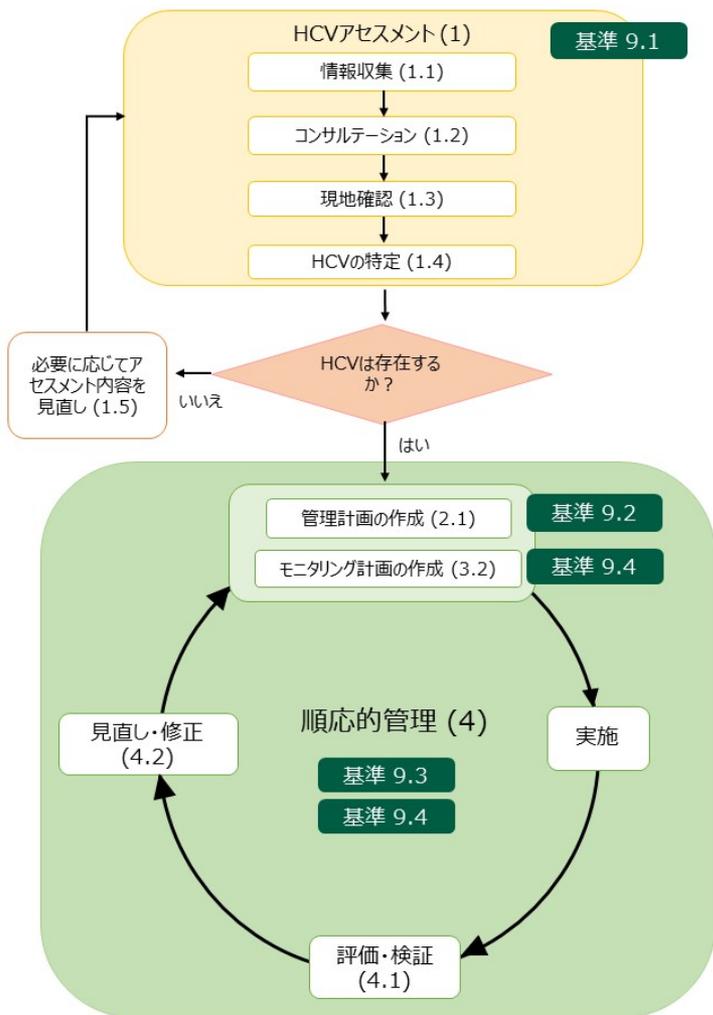
**→ コンサルテーションや現地確認が必要**

	保安林種別	国有林	民有林	合計	対全保安林比率 (%)	HCVの可能性 (HCV枠組み文書より)
1号	水源かん養保安林	5,700	3,504	9,204	71.1	B
2号	土砂流出防備保安林	1,079	1,517	2,596	20	B
3号	土砂崩壊防備保安林	20	40	60	0.5	A
4号	飛砂防備保安林	4	12	16	0.1	A
5号	防風保安林	23	33	56	0.4	A
	水害防備保安林	0	1	1	0	A
	潮害防備保安林	5	9	14	0.1	A
	干害防備保安林	50	76	126	1	B
	防雪保安林	0	0	0	0	A
6号	防霧保安林	9	53	62	0.5	A
	なだれ防止保安林	5	14	19	0.1	A
6号	落石防止保安林	0	2	2	0	A
	防火保安林	0	0	0	0	A
7号	防火保安林	0	0	0	0	A
8号	魚つき保安林	8	52	60	0.5	B
9号	航行目標保安林	1	0	1	0	C
10号	保健保安林	359	345	704	5.4	B
11号	風致保安林	13	15	28	0.2	B
合計(延べ面積)		7,276	5,673	12,949	100	
保安林実面積		6,918	5,280	12,197	100	

## 保安林について

A判定にあたる保安林は保安林全体のわずか1.7%

- A: コンサルテーション等で否定的な情報が出てこないのであればHCVと考えたほうがよい
- B: コンサルテーションや現地確認等、必要な情報収集を行い、HCVということをして裏付ける情報がないのであればHCVと考えなくてよい



## 内容

- コンサルテーションの対象とすべき者の例
- 管理方法やモニタリングの例
- 実践的なアドバイス
- 事例紹介

## 活用方法

- 組織や管理区画の状況に合わせた現実的な方法を！
- 記載されていない方法も可能
- 全ての記載事項に従うことが求められるわけではない（例：記載されたコンサルテーション候補を全てカバーする必要はない）

# 付録 = 参考情報

- 付録1: HCV報告書の構成
- 付録2: IUCN脅威分類システム

必要に応じて参考にするのみで、必ずしも従う必要はない。



Forest Stewardship Council®



ご清聴ありがとうございました！

FSCジャパン

東京都新宿区西新宿7-4-4 武蔵ビル5F

FSC® F000218 - FSC® A.C. All rights reserved

<https://jp.fsc.org/>

